

自由法曹団東京支部

支部ニュース

2026年4月号 NO.628

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6メゾン文京関口II 202号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257 発行 自由法曹団東京支部



<第54回自由法曹団東京支部 総会特集号パート2>

- 事務局次長就任挨拶……………東京南部法律事務所 永井 久楽太
- 支部総会1日目討論議事録
- 支部総会2日目議事録
- 支部総会参加感想……………旬報法律事務所 松井 真理
- 戦争を止めるための平和講演会の報告……………代々木総合法律事務所 須藤 正樹
- 今後の予定



第54回 自由法曹団東京支部 総会特集号パート2



2026年2月20日～21日に行われた自由法曹団東京支部第54回総会は、現地とオンラインの併用で行われ、現地参加44名、オンライン13名の計57名が参加しました。支部ニュース3月号と4月号に分けて、総会の内容をお伝えしております。船尾事務局長就任挨拶、田中次長就任挨拶、基調講演録及び山添拓団員国会情勢報告は先月発送の3月号をご覧ください。東京支部団員専用ページでも閲覧が可能です。

事務局次長就任挨拶



東京南部法律事務所 永井 久楽太

この度、2月の総会において自由法曹団東京支部の事務局次長に就任いたしました、東京南部法律事務所の永井久楽太（ながいくらふと・73期。本名です。）と申します。

次長に就任して以降、中東をめぐる世界情勢は混迷を深め、国内においても国会を中心に憲法をめぐる情勢が急変するなど、まさに予断を許さない状況が続いております。このような激動の社会情勢に対し、強い危機感を抱いてお

ります。

普段の業務では、たとえば首都圏建設アスベスト訴訟や、自交総連（全国自動車交通労働組合）の弁護団として活動しております。アスベスト訴訟においては、石綿粉じんを吸ったことによって重大な生命・身体に被害が生じた方々の権利実現を、自交総連においてはタクシー・ハイヤー労働者の権利擁護のために日々取り組んでおります。

また、地域においては「弁護士9条の会・おおた」などに参加し、会員の方々と共に憲法に関する講演会を企画するなどの活動も行っております。これらの活動を通じ、労働者や被害者の方々の切実な声に耳を傾け、市民の方々と連帯して平和や人権を守り抜くことの重要性を実感しております。

今まさに情勢が急変し、私たち市民の権利が後退する恐れがあるなかで、自由法曹団という歴史ある団体だからこそ果たせる役割があると考えております。団規約2条に掲げられている「基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与すること」を実現するため、邁進してまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。



#東京支部2026執行部

支部長	滝沢 香	(再・東京法律事務所)
幹事長	久保木 亮介	(再・中野すずらん法律事務所)
事務局長	船尾 遼	(新・東京東部法律事務所)
事務局次長	小河 洋介	(再・東京合同法律事務所)
同	柏木 優孝	(再・東京東部法律事務所)
同	伊久間 勇星	(再・東京法律事務所)
同	田中 淳	(新・城北法律事務所)
同	永井 久楽太	(新・東京南部法律事務所)



支部総会 1日目討論議事録

1. 議案・決議案等の提案

【久保木幹事長】



2026年2月の総選挙の結果を踏まえ、高市政権の改憲と「戦争する」国づくりに反対し、憲法と国際法の遵守を求める決議案を提案。トランプ政権の下でアメリカ主導の自由・民主主義といった国際秩序が崩れつつある中、日本国憲法に体现されている平和や人権を守るという役割がかつてなく問われている。具体的には、台湾有事・存立危機事態発言の撤回、スパイ防止法の阻止、選択的夫婦別姓の実現、原発再稼働への反対などに全力で取り組んでいく。

【早田事務局長】



総会に向けた特別決議案として、「改憲反対」「再審法改正」「労働時間規制緩和反対」「生活保護費減額取消と全面保障措置」の4本を提案した。

2. 総選挙結果と情勢・憲法に関する討論

【森団員】



団本部の改憲阻止対策本部（事務局長）からの報告。衆院選での高市自民党の圧勝を受け、防衛力の抜本的強化や国家情報局の創設、非核三原則の形骸化、防衛装備品の輸出自由化といったタカ派政策の推進や、憲法審査会を通じた明文改憲の動きが加速していく懸念。本部の取り組みとして、これまで大軍拡やスパイ防止法の阻止、憲法審査会の動向監視などを中心に行っており、引き続きこれらを強化していく。

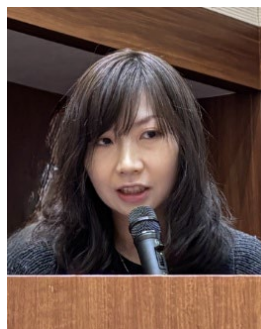
また、春先に予定されている防衛増税については、アメリカからの強い圧力がある一方で消費税減税を求める声もあり、高市政権のアキレス腱になる可能性が高く、この防衛増税の問題にも取り組んでいく方針。さらに、台湾有事の問題に関連して、3月末から4月にかけて台湾を訪問する計画がある。情勢については、ロシアのウクライナ侵略やイスラエルのガザ侵攻、アメリカのベネズエラ攻撃などにより、主権尊重や武力不行使といった戦後の国際ルールが揺らいでいる。強い国家やリーダーに保護を求める世界的な潮流（トランプ米大統領の誕生など）の中で、高市首相の圧勝もその一部であると位置づけられる。日本がアメリカ一辺倒で対中強硬姿勢をとることの危うさを指摘し、憲法9条がアジアの人々へ再び武力行使をしないと誓ったものである意義を強調し、憲法理念に立ち戻った平和外交と国際協調を掲げていく必要がある。

【藤原団員】



今回の選挙で小選挙区制の怖さをまざまざと見せつけられた。日常の労働事件などの依頼者との面談の中で政治的な対話を混ぜる取り組みをしているが、高市首相を支持する理由を聞くと「元気がいい」「リーダーシップがある」といった表層的なものが多く、具体的な政策は見られていない。労働者や同年代の若者たちと、どう本音で政治の話を進めていけばいいのか考えている。

【今島団員】



高市政権が多くの議席を獲得したことに対し、有権者はこの選択が何を意味しているのか本当に理解して投票したのか疑問である。憲法9条改正が現実味を帯びている今、日本が二度と戦争を起こさないという誓いの重みを国民が本当に分かっているのか問い直すべきである。

【田中団員】

若者の高市政権支持率の高さに強いショックを受けている。若者には政治的なエネルギーや対立を回避する傾向があるように感じるが、だからといって主張を弱めるべきではない。対立を恐れずに、一番苦しんでいる人たちやマイノリティのために戦う姿勢をはっきりと示すべきである。

【松井団員】

今回の選挙は、高市首相の「自分本位で思い切りのいい選挙」であった。難しい政策論よりも、「表層的な分かりやすさ」に有権者は惹かれた。若者が推し活のように選挙を楽しむのも入り口としては良いが、形式的なところで終わってしまっている。上辺だけではない、もう一步踏み込んだ中身のある戦略を練っていく必要がある。



【寺澤団員】

解散から投票までが短く、国民には今後の日本について十分に考える時間が与えられなかった拙速な選挙であった。これによって改憲への歯止めが効きにくくなる状況に強い不安。高市首相に白紙委任を許してはならない。自民党の改憲案の危険性や、日本がどこに向かってしまうのかを広め、かつての戦争の経験から若者も学び直す機会が必要である。

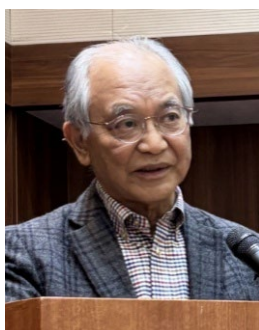


【守屋団員】

小選挙区制によって自民党が圧倒的な議席を獲得したが、比例の得票数を見ると民意が適切に反映された議会構成になっていない。死票が多く「勝ち馬に乗る」風潮や、SNSでの過激な言動が影響しやすい現状がある。与党が比例代表のみの定数削減を検討しているのも残念であり、根本的な選挙制度の改革を議論していく必要がある。

【伊久間団員】

SNSには再生回数を稼ぐほど収益になる仕組みがあり、これがマイノリティへのヘイトやデマ動画を乱造させ、無秩序な言論空間を生み出している。選挙中も左派議員に対するフェイク映像などが収益目的で作られていた。デジタル民主主義におけるこの恐ろしい現状を看過せず、法律家としてどう取り組むか真剣に考えなければならない。



【荒井団員】

立憲民主党が安保法制を違憲と言わなくなったことを裏切りと評価する声もあるが、成立した法律に対するスタンスは変わってくるものであり、選挙戦略としては合理的な判断である。政党それぞれの立場を理解した上で、市民共闘を再評価し、一貫して強めていくことが大切である。



【船尾団員】

この10年、選挙の最前線に立ってきたが、目新しい人に票が流れやすい現状に率直な疲れを感じている。選挙の時だけアピールするのではなく、普段の生活における要求（労働環境の改善など）を政治の政策に結びつける、運動と政治の「二本足」の活動が必要である。原点に戻って普段から生の声を聞き、足元から運動を作っていく活動が大事であると訴えた。



【平松団員】

過去の歴史を振り返ると、中曽根内閣圧勝後の参院選での野党躍進など、20年に1回くらい大きな揺り戻しが起きている。この状況をどう打破して戦っていくか知恵を出していきたい。

3. 各課題・事件の取り組み報告

【大井団員・村瀬団員・塚本団員（馬毛島基地問題）】

馬毛島の自衛隊基地化に伴う住民訴訟を担当しており、現地の市長が公約を裏切って



基地建設を容認した経緯など、法廷での生々しいやり取りを世間に広めていきたい。国は基地化を国民に知られないように進めようとしているため、メディアを引き連れて現地へ上陸し、国民に問題をアピールしている。

裁判では不適正な価格での売却を追及するため、不動産鑑定士に依頼することができ、証拠としても採用された。若手の皆さんの強い思いを、ぜひ弁護団に加わって発揮していただきたい。



【国民救援会藤田さん（スパイ防止法阻止）】

スパイ防止法の制定を阻止するため、救援会各支部で学習会を行っている。救援会などと協力して連絡会を立ち上げる動きも本格化しており、選挙の機会も活用して世論を高めていきたい。

【白神団員・久保木団員（暇空茜関連スラップ訴訟）】

白神団員：女性支援団体 c o l a b o を擁護した市民らを狙った暇空茜氏からの名誉毀損裁判（スラップ訴訟）を担当している。同氏はデマ攻撃を SNS で展開し、裁判資料を売って2億円ものカンパを集めるなど、デマの収益化や女性差別をお金儲けの道具にしている。誰もが安心して表現活動ができる社会を守るための絶対に負けられない裁判である。

久保木団員：暇空氏を批判した地方議員が訴えられたケースを弁護し勝訴した。同氏は最近負けが込んできて控訴しなくなってきているが、他の弁護団とも情報共有や援助をしながら追い詰めていくことが重要である。



【中川団員（企業団体献金禁止の取り組み）】

政治とカネの改革PTの活動として、チラシやリーフレットを作成し、企業団体献金は賄賂そのものだと訴える活動を報告。オンライン署名も約4万筆集まっている。高市政権下で実現は難しくなるかもしれないが、筋を貫いて即時禁止を求めていく。日常的な依頼者との対話を通じて、この問題を粘り強く伝えていくことも重要である。

【尾林団員（解雇無効判決と社会運動化）】



社会福祉法人での解雇事件において、完全勝訴し原告の職場復帰を勝ち取った。個別の事件活動を通じて社会運動を起こし、政治的な世論を喚起していくことが重要である。また、小選挙区制に反対する若手の声は心強く、共に制度改革に向けて戦っていきたい。

【並木団員（憲法フェスティバル案内）】

第38回憲法フェスティバルを6月20日に開催する。今年のテーマは「私のあなたの誰かの人権」であり、チケットの購入やYouTubeでの視聴による協力をお願いしたい。



支部総会2日目議事録

第2 憲法

1 本間団員



スパイ防止法の現状と危険性について。

高市首相の施政方針演説などでスパイ防止法は出てきているが、法案は政府案としては出てきていない。国民民主、参政等、維新の会からの立法案が出ている。

それらの中身を見ると共通して、問題点（狙い）は4つある。

①組織の改編：現状の内閣情報調査室を格上げし国家情報局として、権限・監視体制強化し国内での情報収集を司る。高市首相の施政方針演説でも明言されており、通常国会でも法案が出てくるであろう。

②諜報機関の設置：国家としてスパイ養成機関を作る。CIA・MI6のような対外諜報庁の設置。アメリカだと国内で市民団体に潜入する例があり、外国への諜報にとどまらない危険性がある。

③秘密保護法の重罰化・機密監視行為の徹底化

④外国代理人登録制度：外国の利益を代表する者を定義し、登録活動報告義務を課し、団体については解散命令までも行う。ロシアでは、登録制度に顕名した上でSNSをしなくてはならず活動がかなり制限されている。

①の国家情報局の立ち上げは確実に狙ってくるはずである。

スパイ防止法に反対するためには：法案は日本を守るためのものではなく、日常生活の権利侵害があることを説明する必要がある。監視体制の強化を訴えるだけでは市民には伝わらないであろう。

2 平井団員

選挙結果について：中道改革連合の大失敗と小選挙区効果での事態。共産・社民の後退、みらい・参政の躍進。リベラル勢力の訴えが現実的でない、批判がなく提案がないというAIの回答であった。しかし、提案がないのではなく、現実的でないと考えられたのではないか？あるいは、訴えについて聞く耳を持ってもらえなかったのかもしれない。問題を探求する必要がある。分かりやすく打ち出す必要、有権者の不安を共感するのではなく、高市政権批判から入ったので聞いてもらえなくなったのではないか。その点が課題であろう。

国民生活との関係で高市政権の抱える矛盾が顕在化するはず。高市政権の目指すものを明らかにすることで流れを変えていくことができるのでは？当面の焦点は、スパイ防止法、裁量労働制、民法改正。この3点につき積極的に何が起きるかを暴露していくべき。

スパイ防止関連法案については、設置法案を先に通し、夏頃にスパイ防止法案の本格的に検討に入るといふ二段階であると報じられている。設置法案について反対運動を作るのは難しいが、全国的に学習会をする流れがあるので、運動体に働きかけるべき。学習会運動には、坂本基金を使って講師が収益を受けることもできる。スパイ防止関連法については対策本部を作るべきと考えている。支部のマンパワーが必要であり、方針を決めて周知徹底し、ロビー活動をやっていく。SNSや紙媒体での発信も求められる。

第3 都政

1 岩本・柏木・今瀧団員

葛飾区住民訴訟の説明

(1) 岩本団員

立石庁舎移転再開発準備訴訟：立ち飲み屋を主体として栄えた飲み屋、下町風情がある街、住民を立退かせて区の庁舎移転をすすめている。実際の工事

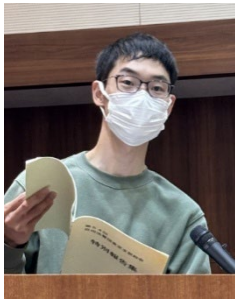


も進んでいる。葛飾区の有していた土地を新造されるビルの床と交換するのが算定方法に疑義があるとして、監査請求を前置して損害賠償請求をしている。

昨年の第一審判決では負けたが、再開発組合の総会決議が財務行為に該当すると認められた点は画期的であった。決議後1年後の監査行為なので却下され控訴したが棄却されており、上告するかを検討中。

傍聴券配布事件になるほどに注目を集め、傍聴人も満員に近い状況であり、住民と一体となれた事件であった。

(2) 柏木団員



F Cバルセロナのオフィシャルスクールのバルサアカデミーの誘致に始まった事件。葛飾区は、バルサアカデミーの誘致を進めたNPO法人キッズチャレンジ未来にトレーラーハウスを安価で賃貸している。都立水元公園をバルサアカデミーの子どもが優先的に利用しているが、バルサアカデミーの子どもは葛飾区外の裕福な子どもが多く、地元の子どもの利用が制限されているため、葛飾区の住民から批判も集まった。トレーラーハウスは行政財産であれば賃貸借できないのではないか？賃貸借が可能であるにしても廉価なのではないか？ということで監査請求し、それが却下されたので住民訴訟をしている。

(3) 今寫団員

立石庁舎移転再開発準備訴訟：柏木団員と意見陳述をした。原告団員200名以上いるので、原告団との密な交流が必要であり、支援者とのつながりの大切さを感じる、雷大行進にも参加して、住民訴訟をやっていたからこそ仲良くなれたと感じている。バルサアカデミーの件：裁判官がよく被告に釈明権を行使してくれ、原告が聞いたことを被告に聞いてくれる。やりがいを感じる。

支部総会参加感想



旬報法律事務所 松井 真理

2026年2月20日、21日の東京支部総会に参加させていただき、三牧教授の基調講演を拝聴いたしました。ご講演「トランプ時代の平和と日本の選択」の具体的な内容は、支部ニュース3月号掲載のとおりですが、主に、①トランプ大統領が国際法を無視して自国第一主義や多様性の排除をしてきたこと、②日本政府がアメリカを怒らせないことを優先し外交的な自立性を保持できていないため、今後アメリカと新たな関係を創る必要があること、③現在トランプ政権の支持率は低迷しているものの、選挙戦略を分析しなければ今後も民主党が勝利することは困難であること、等をご教授いただき、大変勉強になりました。

②について、東京支部総会後も高市政権は対米従属的外交を継続しています。高市首相は、3月19日の日米首脳会談において、「法律の範囲内でできることをちゃんとやります。」と述べました。トランプ大統領への迎合的スタンスを崩さないことを徹底している様子が見受けられます。一方で、その後茂木外相は、少なくとも「法律」に憲法9条の制約が含まれることは認めており、その旨が明示的にトランプ大統領に伝えられた可能性もあるようです。このことから、高市政権自らが憲法9条を盾にしており、実際に憲法9条がアメリカのイラン攻撃にかかる自衛隊派遣の歯止めとなっていることは明らかです。そ

れにもかかわらず、高市首相は、4月12日、自民党大会において今後1年以内に改憲発議の道筋をたてる考えを表明しており、矛盾挙動と言わざるを得ません。

トランプ大統領はというと、日米首脳会談直後に「日本には憲法上の制約があるが、必要とあれば支援してくれるだろう。」と述べたり、4月にも「日本は助けてくれない。」等と日本を名指しで批判したり、日本への支援を求める姿勢を強化しています。アメリカとイランの戦争終結合意も決裂に終わった今、高市首相がすべきは、軍拡増税や在日米軍のイラン派遣の追認等といった戦争への介入を前提とした行為ではなく、アメリカに対して一定の線引きを示すような根本的な停戦に向けた行為なのだと考えます。

③についても、東京支部総会後もトランプ大統領の支持率は一層低迷し、3月28日には3回目となる「No Kings」デモが全米で開催され、300万人以上が参加をしました。

しかし、それで油断してはならず、今後の大統領選挙に向けた戦略を十分に検討しなければならないというのが、三牧教授のお話でした。具体的には、ニューヨーク市長のマブダニ氏が、右左や属性等の話は排除して全ての人が困っている物価高に焦点を当てたことで当選を果たしたことから学べるように、選挙に勝つには非常に重要な原則以外は曲げるぐらいの柔軟性が必要、とのことでした。

社会を変革するために、イデオロギーを突き通すのか、漸進的な改革を許容するのか、という問題は、歴史のあらゆる場面で発生してきたことだと思います。法律家として、根本的な平和の理念や憲法を確固たる基盤とすることは当然として、トランプ大統領の歯止め効かない横暴さやそれに追随する高市政権の動きを抑止するための、一歩引いた視点からの戦略を練らなければ、もう後戻りできないほどに状況は悪化しているのではないのでしょうか。

戦争を止めるための 平和講演会の報告



代々木総合法律事務所 須藤 正樹

1 2026年4月の土曜日、「9条改憲NO!渋谷アクション」という小さな渋谷区の改憲反対の共闘組織が、布施祐仁氏を招いて「列島配備のミサイルは日本を守ってくれるの?」と題する講演会を持った。最近の弱体化した動員力で集客が心配されたが、皆の協力で60数名の会場参加者と10名のオンライン参加者があり、夫婦で来られた方なども複数あった。立憲・松尾議員も参加され、紹介を受けた。参加した依頼者の感想では、南西諸島での台湾有事の際に自衛隊員が負傷した場合の救難訓練の動画を見ると、「単にミサイルなどの武器を買ってそれぞれの場所に配置するだけでなく、本気で戦争が実際に起きることを考えて訓練していることに驚いています」などの声があった。

2 講演では、まず、「防衛費増額に賛成世論が若い世代を中心に多数」である中、総選

挙で圧勝した高市首相が、安保3文書の改訂と「自らの国は自らの手で守る。その覚悟なき国を誰も助けてくれない。」とさらなる大軍拡を叫ぶ下で、「中国の脅威」の意味、米軍の基地使用に「NOといえない日本」、「台湾有事は存立危機事態」発言、対中国の第1列島線上のミサイル配備網、南西諸島の住民の「捨て石」不安、米日の地対艦ミサイルの大幅射程延伸と本土分散配備などが進んでいる、と話された。

そのうえで、高市首相は、「継戦能力を高めなければならない」と主張し、武器の大量保有と生産基盤強化、原潜導入、自衛官等の定員割れ対策、司令部の地下化と格納庫の掩体（エンタイ）化、地下シェルター整備を急いでいる。しかし、ミサイルから住民が実際に避難できるのは困難で、米国第1主義のMAGAの台頭の下で米覇権の終焉が起き、台湾問題を棚上げした対中融和にトランプ大統領は傾いているのが現実である、とされた。

3 焦点は、防衛費増額賛成の人といかに対話するか？

布施氏は、まず日米安保条約1条で、「（締約国は）武力による威嚇又は武器の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する」と明記され、米日とも「台湾」は「国」と見做していないので、台湾防衛のための武力行使は国連憲章違反として、安保破棄をされることを覚悟で米軍の「基地使用」を拒否して列島戦場化を防ぐことを提案する。

次に、防衛力強化では「日本は安全にはならない」ことは、①台湾進攻の抑止は米軍のコミットメントが前提となっており、前提が崩れれば日本だけの抑止は不可能、②「仮想敵」中国を相手の軍備強化は軍事衝突のリスクを増大させる「安全保障のジレンマ」になる、③防衛増税や社会保障削減は国民の暮らしの破綻へ直結する、で説明される。

結局、中堅国や小国が生存していくためには、「信頼と法の支配に基づく国際秩序の構築が不可欠」であり、まさにこの30年、次のとおり、ASEANがそれをやってきた、と道筋を提示される。

4 力の弱い小国が大国の力を借りようとする、大国の戦争に巻き込まれるリスクがある。ベトナム戦争の教訓から、「信頼による平和」の輪を広げることを目指し、ASEAN10か国は、戦争予防外交を周りに何重にも張り巡らし、対中国予防外交では、中国を「対話国」と指定し、法的拘束力ある「行動規範」策定を目指し、37年間武力衝突を発生させていない。さらに中国からの輸出国として経済的相互依存関係も重視し、2021年の「中国ASEAN対話関係樹立30周年」では習国家主席に「平和が最大の共通利益」と演説させている。また韓国の市民運動の成功例からは、市民的活動の活用も重視すべきである。

日本も中国との間で、1972年の国交正常化以来、尖閣列島問題を棚上げし、1978年に日中平和友好条約を結び、2006年には東シナ海の資源の「共同開発」の方向を確認し、2014年には「対話と協議を通じて情勢悪化と危機管理メカニズムの構築」を確認している。

カナダのカーニー首相は最近、演説で「同盟への所属が自動的に繁栄と安全をもた

らす、という従来の前提はもはや成り立たないことを、国民は理解しています。（大国が力を振り回す）世界において、大国の歓心を買うために互いに競い合うのか、それとも連携して影響力をもつ第3の道を切り開くのかです。ミドルパワーは結束がなければならない。交渉のテーブルにつかなければ、自らがメニューに載せられてしまう。弱き者に力は誠実であることから始まります。」と述べている。

- 5 今、日本でも、国民も国家も弱い立場になる中、「強いリーダー」「強い国家」を求める世情が強い。しかし、安全保障において、「強さ」＝「安全」では必ずしもなく、一番大事なものは、周辺国との「信頼関係」である。これこそが、日本国憲法の前文の「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」の精神である。

実際には、日本のメディアは、世界の状況を十分見ず、日米同盟に過度に依存する安全保障の視点だけで、狭すぎる。イラン戦争でも、イランから譲歩する理由がないことを明確にすべきが本来の視点である、と指摘された。

4月12日の自民党大会で「時は来た。改正の発議にめどが立った状態で来年の党大会を迎えたい」と意気込む高市首相と「憲法改正起草委員会」設立を連立合意した維新の右翼的活動が顕在化する中で、いかに国民多数で、憲法の前文や9条の平和の精神、国民主権や人権保障の仕組みを維持し守るのか、戦後80年の時を経て今、国民に鋭く問われている、と痛感した。

以上

Join us!

メーデーにご参加を!

2026. **5.1** FRI

憲法改悪反対!

いのちと暮らしをまもる社会を実現しよう!



INFORMATION

集合 9:30 | 場所 神宮橋
(原宿駅 表参道口徒歩1分 神宮橋)

ピラマキ 9:30 ▶ 10:00

開会 10:00 ▶ 11:20 パレード (予定)
支部の旗を目印に集合してください。

自由法曹団東京支部

TEL 03-5227-8255 FAX 03-5227-8257

憲法をいかして平和な世界を!



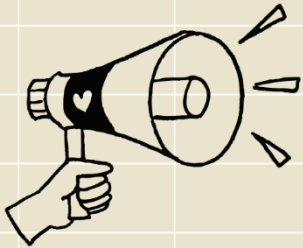
5.3 憲法集会

5.3 Sun 11:00-16:30
(パレードは14:30~)
@有明防災公園

一日を通してイベント盛りだくさん!

- 11:00~ ミニステージ
- 12:30~ オープニング
- 13:00~ スピーチ
- 13:50~ リレートーク
- 14:15~ スローガン確認・HEIWAの鐘
- 14:30~ パレード開始
- 16:30 パレード終了





今後の予定

5月 1日(金) 9時30分～ **メーデー (神宮橋集合)**
 5月 3日(日) **憲法集会**
 5月 20日(水) 16時～ **拡大幹事会**
(学習会) 根岸陽太准教授

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
 保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。
- ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
 保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎
 〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3樺本ビル3F
 TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
 (受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL：050-3808-5528 FAX：03-6388-0160
 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(S)J25-07055 2025年9月10日